

## 県内でFITによる太陽光発電事業を行っている事業者の皆様へ（重要なお知らせ）

平成29年4月1日に施行された改正FIT法により、経済産業省の認定を取得している10kW以上の太陽光発電事業者には

事業計画の項目について記載した標識の掲示

フェンス・柵等の立入防止措置の実施

が義務付けられました。

標識の掲示は、出力20kW未満の事業者は対象外ですが、地上に設置する場合は、周辺地域と共生した形で適切に事業を実施するために、できる限り事業情報を掲示してください。

これらの標識の掲示及び立入防止措置をしない場合、県のガイドラインに基づく指導、国からのFIT法に基づく指導や改善命令、認定取消の対象となりますので十分注意してください。

### 【標識掲示・立入防止措置の期限】

平成28年度までに認定を取得した「みなし認定」事業者は、平成30年3月31日までに標識掲示・立入防止措置を行うこと（この時点で未着工の場合は、着工後速やかに掲示・立入防止措置を行うこと。）

平成29年度に認定を受けた事業者は速やかに標識掲示・立入防止措置を行うこと。

標識例（国事業計画策定ガイドラインに掲載されている表示例）

- ・発電設備の外部から見えやすい位置に取り付けること。
- ・風雨により劣化、風化し文字が消えることがないように適切な材料を使用し、強風等で外れることがないように適切に設置すること。
- ・色彩は、設置する周辺の環境に応じて、低明度かつ低彩度色のものを基本とすること。

25cm以上	固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備 ※1		
	再生可能エネルギー発電設備	区分	太陽光発電設備
		名称	〇〇発電所
		設備ID ※2	D*****15
		所在地	山梨県〇〇市〇〇町
		発電出力	150.0kW
	再生可能エネルギー発電事業者	氏名	〇〇〇(株) 代表取締役 山梨一郎
		住所	東京都千代田区〇〇町△番地
		連絡先	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	保守点検責任者	氏名	〇〇メンテナンス(株) 代表取締役 産業二郎
連絡先		〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
運転開始年月日		平成 年 月 日	
← 35cm以上 →		必要に応じて修正すること	

少なくともどちらかを記載すること

## フェンス・柵塀等の設置例

- ・柵塀の素材は、ロープ等の簡易なものではなく、フェンスや有刺鉄線等、第三者が容易に取り除くことができないものを使用すること。また、第三者が容易に乗り越えられたり、柵塀の外部から発電設備に容易に触れられたりしない高さ・距離で設置すること。
- ・フェンス等の附属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響がなく、かつ、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、茶系色等周囲の景観に調和したものとすること。



この件に関する詳細は、資源エネルギー庁「なっとく再生可能エネルギー」のページに掲載されていますので、参考にご覧ください。

(「なっとく再生可能エネルギー」で検索 固定価格買取制度 FAQを参照)